

平成29年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	区分	部局	担当課	監査結果報告の内容	措置の内容
1	53	意見	土木部	下水道課	阿武隈川上流流域下水道維持管理業務及び維持管理補完業務について 本件委託業務が福島県下水道公社との随意契約となっていることは、公社の設立趣旨に鑑み適当と考えられるが、公社の実績額に基づく支払が行われているのみであることから、公社における業務に改善余地がある場合には、効率的に実施されるような措置が必要であると考ええる。	業務着手時に公社の実施計画を効率性の観点から精査するとともに、定期的な公社からの報告に基づき業務の実施状況を把握しながら、効果的な実施に努めていく。
2	61	意見	土木部	県北流域下水道建設事務所	下水汚泥放射能対策業務について 本件委託業務が福島県下水道公社との随意契約となっていることは、公社と維持管理委託業務に関連していることから、やむを得ない状況にあるが、公社からの実績額に基づく支払が行われているのみであることから、公社における業務に改善余地がある場合には、効率的に実施されるような措置が必要であると考ええる。	実費払いについては、気象条件や下水の流入状況、偶発的故障など、不確定要素によるものであり、支払いに当たっては、予め下水道公社から報告と変更内容の協議を受け、妥当性を確認・承諾した上でやっている。
3	70	意見	土木部	県中流域下水道建設事務所	阿武隈川上流流域下水道維持管理業務(民間一括、県中・田村処理区)について 総合評価方式一般競争入札による契約であるものの、入札業者数はテスコ(株)1社のみである。県内で運転管理を行っている地元業者は4～5社あるが、50人程度配属できるのは全国展開している業者に限られるのに加え、現実的に設備等の内容を知り尽くしている現在の業者以上の技術提案書を作成することは難しい状況にあることが要因である。1社入札となっている状況は評価委員会でも懸念されており、発注単位(県北、県中田村、二本松)、委託期間の見直しにより、スケールメリットを活かしたコストダウンを図ることが必要と考える。	次期更新時(平成32年度)からの民間一括委託について、発注単位や委託期間の見直しについて検討していく。
4	70	意見	土木部	県中流域下水道建設事務所	下水汚泥放射能対策業務について 本件委託業務が福島県下水道公社との随意契約となっていることは、公社と維持管理委託業務に関連していることから、やむを得ない状況にあるが、公社からの実績額に基づく支払が行われているのみであることから、公社における業務に改善余地がある場合には、効率的に実施されるような措置が必要であると考ええる。	実費払いについては、気象条件や下水の流入状況、偶発的故障など、不確定要素によるものであり、支払いに当たっては、予め下水道公社から報告と変更内容の協議を受け、妥当性を確認・承諾した上でやっている。
5	82	意見	土木部	県北浄化センター	次亜塩素酸タンクの一部未稼働について 3号機の設置までには12年が経過しており、2号機の性能上の問題(液漏れ等)が解決するまでの間に同種3号機の設置を見送ることや、性能に問題の無い機器の設置を検討すべきではなかったかと考える。タンクに性能上の問題が発生しているが1台のみで支障なく運転していることから、複数機を設置する事業計画を単体機での稼働に変更すること等、事業計画の見直しの要否を検討すべきであると考ええる。	平成30年度の次亜鉛貯留タンクの更新に当たっては、実際の運用状況を踏まえつつ、将来計画を見据え、完成予定台数を3台から2台に、容量を6mmメートルから3mmに見直しを行った。
6	95	意見	土木部	あだたら清流センター	設備の登録単位について 設備機器リストには、発電機と原動機が「No.1発電機、No.1原動機」と登録されていた。用途や形態に応じて明確に区分できる資産については、耐用年数が異なる場合もあり、資産管理上、別々に台帳登録を行うことになる。一方、一体として管理し資産登録するのであれば、機器名称を「No.1発電装置」のような一式であることを示す名称で登録することが望ましい。	県のストックマネジメント計画のベースとなる調査票は発電機と原動機を一体として扱っていることから、一式であることを示す名称で管理できるよう平成30年9月末に修正を行った。 なお、現有財産の調査及び台帳の整備を行い、保有財産の状況を精査したことから、今後は随時、設備台帳の更新を行い、財産管理を適切に行っていくこととする。
7	102	意見	土木部	大滝根水環境センター	備品管理シールの記載内容について(付番方法) 備品管理シールに記載している備品番号が購入年度と連番で構成されていることから、他の科目や他の浄化センターで同じ番号を使用している可能性がある。少なくとも阿武隈川上流流域下水道で固有の番号となるようにすべきと考える。	固定資産毎に固有の資産番号を付与し、取得年度と合わせて備品管理シールに記載することとした。
8	104	意見	土木部	下水道課	一括発注、適正在庫管理について 各浄化センターの状況に合わせた棚卸資産(薬品等)の購入管理を行う必要があるとしても、棚卸資産の所有権が県にある限りは、発注方法や管理方法を決定する権限は県が有しており、より効率的な在庫管理を行うため、一括発注、適正在庫管理の方法が適用できる範囲があるかどうかを検討すべきと考える。	棚卸資産(薬品等)については、施設の形状等により、タンクローリーやポリタンク、固形とその納入方法が異なるものがある。現在、納入方法が同様な薬品については、可能な限り、一括購入、管理を行っている。
9	113	意見	土木部	下水道公社	委託契約方法について 下水道事業については、担当部署又は担当事業者が工事請負費や委託料の削減努力を行うことにより、受益者の負担金(下水道料金)の軽減が図られることから、入札・契約制度の更なる改善を行い、談合等の防止や抑止、委託業務の品質確保を前提とした上で、落札率を引き下げる努力を行うことが必要である。	当公社の入札業務は県の入札制度に準拠し、当公社の業務内容に合わせた要綱等を制定し、これらに基づき実施している。今後とも適正な入札業務に努めていく。
10	115	意見	土木部	下水道公社	テント賃貸の終了に伴う諸費用(賃借料)の処理について 当該費用は正味財産増減計算書において、事業費(経常費用)の賃借料として計上しているが、その臨時性・特殊性からして事業費(経常外費用)とする、あるいは賃借料とは別科目(例えば、テント等弁済金等)にて記載する等の表示方法も検討する必要があると考える。	契約当初に、放射能の汚染被害や風評被害、さらには汚泥からのガス発生による通常の使用環境では考えられない腐食、劣化や変色が生じることなども想定できなかった。このため、返却時に、放射能汚染による全損費用を業者に支払うこととなったものである。支払予算科目も本来であれば賃借料に含まれるべき金額という考えから、すべて賃借料として計上したが、今後同様の事例が発生した場合には適切な科目で計上することとする。
11	116	意見	土木部	下水道公社	法人税率の適用誤りについて 平成27年度において、法人税率の適用誤りがあり、追加納税分(下記差異)の支出が平成28年度において発生したとのことであった。法人区分、対象所得及び適用税率には、常に留意が必要である。	会計処理については、これまでも適正な処理を行ってきたところであるが、適用誤りを受け、さらに注意して業務を行っていく。
12	116	意見	土木部	下水道公社	固定資産の注記について 財務諸表に対する注記として、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の項目があるが、什器備品、ソフトウェアの取得価額、減価償却累計額の金額が公社作成の「固定資産及び減価償却明細書」と一致していない(当期末残高は一致)。 これは、既に償却済み(一括償却含む)の残高ゼロの資産を除外しているためである。 注記情報は財務諸表の内容を補足するものであり、除却等を除いて、稼働資産の全体像を表示することが望ましい。	平成29年度決算から、残高がゼロの資産を含めた表示とした。

平成29年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	区分	部局	担当課	監査結果報告の内容	措置の内容
13	117	意見	土木部	下水道公社	使用済通帳の管理について 通帳実査の際に金庫内での管理状況を確認したところ、使用済の通帳が複数冊残置されていた。使用済通帳は、例えば通帳に押されている印鑑部分が悪用される等のリスクが考えられるため、法令上の保管義務等が無い場合は、速やかに処分することが望ましい。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、「会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない(第120条)」と定められていることから、使用済通帳についても十年間保管しておく必要があると考えている。
14	119	意見	土木部	下水道課	不明水対策について 福島県は流域下水道に接続している市町村の公共下水道に係る不明水について把握していない。不明水対策は主として公共下水道(市町村)で対応することになるが、県としても流域下水道に接続している市町村の公共下水道の不明水の把握に努め、関連市町村と不明水対策情報の共有と技術支援を行っていく必要がある。	関連市町村と共に不明水の多い区域を特定する等把握に努め、技術支援等を行っていく。
15	121	意見	土木部	下水道課	今後の資本費の回収について 下水道事業については、「汚水私費」の原則により受益者に経費の負担を求めていることから、流域下水道事業においても、汚水処理経費を受益者である関連市町村に負担を求めるものである。汚水処理経費は維持管理費と資本費の合計となるが、資本費の回収単価は関連市町村との協議により決定している。 福島県は、関連市町村における公共下水道の経営状況を勘案のうえ、資本費回収単価を決めていくとともに、農業集落排水の接続による流入水量の増加等、相当な期間内で資本費回収ができるよう、より合理性の高い資本費対策を検討・協議すべきと考える。	市町村の実情に合った資本費回収を進めていく。 なお、資本費を回収していない市と次期覚書更新時(平成32年)から資本費の回収を開始する方向で協議している。
16	124	意見	土木部	下水道課	県債等の借入の償還期間について 汚泥溶融施設は平成14年7月に供用開始し、平成23年11月から休止する予定であり、標準耐用年数は10年であるため、標準耐用年数と稼働予定期間はほぼ一致する。しかし、当初から10年程度の稼働を予定していた施設に対する県債の償還期間を30年としており、起債対象資産の耐用年数を20年超過している。 震災等の影響で結果的に汚泥溶融施設を平成30年3月末まで稼働し続けることとなったが、県債の元金返済と利息の支払いは稼働停止後の平成30年度以後約15年間継続していくことになる。起債は総務省の同意を得て行っているものであるが、施設の設備投資資金を県債等の借入で行う場合は、主たる設備資産の耐用年数を基礎として償還期限を決定すべきと考える。	今後は、資産の耐用年数を考慮して県債等の償還期間を設定していく。
17	129	意見	土木部	下水道課	導入機械設備及びメーカーの検討について 大滝根水環境センターの長寿命化対策を含めた計画的な改築の概要には、「既設反応タンクは、散気装置がメンブレン式を採用しており、長期間における稼働実績が少ない形式であるため、標準的耐用年数を経過した現在においては、散気装置の劣化が懸念されることから改築による事業計画を立案する。」と記載している。機械設備導入時の工事業者の選定に当たっては、過去の稼働実績等を確認し、長寿命化対策の実施による長期間の使用の可否についても考慮することが必要である。	ご意見のとおり考慮していく。
18	134	意見	土木部	下水道課	ストックマネジメント計画の活用について 下水道は適正な維持管理により機能を発揮することで、初めて役割を果たす社会資本であるといわれている。このため、適切な維持管理による下水道サービスの維持、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、さらには機能高度化のための投資とその平準化が求められている。そのために、ストックマネジメントでは、新規設備・維持管理・改築を一体的に捉えて事業の平準化とライフサイクルコストの最小化を実現することを目標とするものである。 現在、阿武隈川上流域下水道には約1万点の施設があるとのことであるが、その資産の状況を精査している状況である。したがって、将来のコスト圧縮額(年700百万円)を掲げたものの、現時点では、具体的にライフサイクルコストがどのように推移していくか、機能高度化のための投資を踏まえた上での予算の平準化をどのように行うかは不明であり、「膨大な施設状況の把握」、「中長期的な施設状態の予測」及び「下水道事業の計画的かつ効率的な管理」に取組み、実現する必要があると考える。	平成32年度からの地方公営企業会計適用に向け、現在、固定資産台帳の整備を行っており、完成後は中長期的な施設状態の予測、予算の平準化に役立てていきたいと考えている。
19	134	意見	土木部	下水道課	アセットマネジメントへの移行について 今般策定したストックマネジメント計画書に基づく施設管理の他に、社会ニーズに対応した下水道事業の役割を踏まえ、下水道施設(資産)に対し、施設管理に必要な費用、人員の投入(経営管理及び執行体制の確保)を行うことにより、下水道事業を持続的に運営していくアセットマネジメントの実現が望まれる。	平成32年度からの公営企業会計適用を契機に、経営戦略を策定し、より持続的な運営を目指していく。
20	143	意見	生活環境部	一般廃棄物課	合併処理浄化槽への転換について 現在の浄化槽は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進められており、福島県としても転換の促進を課題として掲げている。平成13年度以降、単独処理浄化槽は減少しているものの浄化槽設置基数の約6割が設置された状態になっている。単独処理浄化槽の設置者に対して、循環型社会及び脱温暖化社会の形成、環境保全上健全な水循環の確保の取組という観点からも、引き続き合併処理浄化槽への転換について理解を求め積極的な転換を進める必要がある。ただし、単独処理浄化槽については5~20人槽が多く、主に個人設置型が多いと考えられることから、転換への理解を求め、補助割合の引き上げも含め取組の具体的な目標を設定し促進すべきであると考ええる。	合併処理浄化槽への転換は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から必要であることを御理解いただけるよう、効果的な広報内容を検討しながら、県民への啓発に努めていく。特に補助制度については、市町村自らが浄化槽を設置しその後の維持管理も行う市町村設置型の事業が、浄化槽の計画的な整備を通して転換の促進にも資すると考えられることから、市町村における市町村設置型事業の導入を積極的に支援していく。